

和光市介護予防拠点まちかど健康相談室運営事業者公募に関する

質問内容とその回答

番号	質問内容	回答（案）
1	主たる活動場所のある建物 1F 全ての間取り図を公開してほしい。	間取り図は、令和 8 年 10 月 9 日 13 時 00 分から令和 8 年 10 月 16 日の和光市役所開庁時間内に、長寿あんしん課窓口でのみ閲覧可能です。
2	主たる活動場所の横にある会議室の広さとレンタル料金、レンタル予約方法を教えてください。	隣の集会室の広さが約 31m ² で、団地外居住者による利用の場合、通常使用料は 1 時間当たり 2,700 円ですが、団地居住者の複数参加を見込み、そのコミュニティ形成を目的とする活動であれば減額対象となる場合がございます。その際、使用料は 1 時間当たり 300 円となります。 減額を適用するには申請が必要となるため、詳しくは UR 西大和管理サービス事務所までご確認ください。 ※令和 8 年 10 月時点の情報であり、今後変更の可能性があります。
3	主たる活動場所内で IH 調理器具(ホットプレート等)を使った調理活動は可能か。	ホットプレート等を使用して、炒める・煮るなどの調理はできません。レンジを使用した簡単な調理であれば可能です。共用部の給湯室内にコンロがありますので、そちらで調理したものを、主たる活動場所内にて飲食することは可能です。
4	主たる活動場所内で音楽活動を行う場合、楽器演奏や合唱は可能か。	大音量での音楽再生、本格的な楽器演奏、拡声器の使用など、近隣や他の利用者の迷惑となる騒音は禁止です。 ※アコースティック楽器（ハーモニカなど）の軽い演奏や、マイクを使わない合唱・歌唱程度であればご利用いただけますが、歌唱中は窓を閉めるなど、周囲への音漏れに十分ご配慮ください。ただし、周囲から苦情が出た場合は、直ちに演奏や歌唱を中止していただきます。
5	主たる活動場所 1F 全てで禁止されている事がありますか。	1. 近隣住民の迷惑となるような大きな声、大音量の音楽・楽器演奏などは禁止です。

		2. 敷地内や建物内は禁煙です。No. 3 に示す通り、火気の使用も制限されております。 3. 施設を損傷したり、備品をき損したりする恐れのある行為は禁止です。また利用後は定められた状態に現状復帰し、ゴミを持ち帰り、簡単な清掃を行う必要があります。その他の禁止事項等については契約前に詳細な打ち合わせをさせていただきます。 また、市の事業としての禁止事項（営利目的の販売や特定の政治活動や宗教活動などの禁止等）もあります。
6	主たる活動場所近隣で駐車場は何台借りられるか。また、料金はいくらか。	専用駐車場はありません。近隣の一般駐車場をご利用ください。
7	主たる活動場所での活動時に使える机や椅子はどのくらいあるか。	机4台、椅子8脚です。
8	主たる活動場所以外での活動に使える近隣の集会所や施設について下記項目を教えてください ① 名称 ② 住所 ③ 面積 ④ 収容人数 ⑤ 料金	UR 集会所4か所(主たる活動場所の横にある集会室含む) ただし、入居者の予約が優先され、また他団体の先約がある場合がございますので、必ずしも希望する日時に使用できるわけではありません。 その他詳細な位置、料金等についての情報は集会所の大きさや使用目的により異なります。詳しくはUR 西大和管理サービス事務所までご確認ください。 その他、委託料の範囲内で使用可能であり、使用に関する合意が得られた場所であれば、市と協議の上活動場所とすることができます。
9	参加者に喫煙する方がいた場合、喫煙所は近隣にありますか。	建物・敷地内は全面禁煙となっております。市役所の喫煙所などをご検討ください。
10	まちかど健康相談室の名称は変更できますか。	拠点の名称の変更はできません。
11	最低限やらなければいけないカリキュラムや回数はありますか。	「運動」「栄養・口腔」「社会参加」の3つの観点から、プログラムを計画いただければと思います。平日5日間のうち、少なくとも延べ4日間は開所するようご計画ください。

12	現在のまちかど健康相談室で行っているプログラムには、何名位の参加者/登録者がいますか。また、参加されている方はどのあたりに住んでいる方は多いですか。	令和7年度の65歳以上の参加人数は130名程度です。ただし、主たる活動場所以外での参加者も含みます。
13	参加者募集について、 ①どの地域までをカバーすると想定していますか。 基本的には徒歩圏内と考えて良いのでしょうか。 ②送迎を付ける事は可能ですか。 その場合、経費(事業用機器賃借料)として計上できますか。	①西大和団地・広沢エリアを中心とした徒歩圏内を想定しています。エリアで限定しているわけではありませんので、ご自身で安全に通所できる方を対象としておりますので、西大和団地・広沢エリア外の方も参加可能です。 ②送迎の実施は、市と協議の上、可能となる場合もあります。ただし、経費は委託料の1,100万円から支出していただくことになります。
14	業務委託料として想定されるものに賃借料・水道光熱費とありますが、賃料の金額と水道光熱費の1か月のおおよその金額を教えてください。	主たる活動場所の賃料・水道光熱費は、市がお支払いします。No.8のような主たる活動場所以外での活動時に必要な賃借料や水道光熱費を想定しておりますので、適宜使用先の料金をご確認ください。